



鳥取県公報

平成15年3月31日(月)
号外第31号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立障害者体育センター管理規則(8)(障害福祉課).....	3
	鳥取県立中部療育園管理規則(9)().....	8
	鳥取県知的障害者福祉法施行細則(10)().....	8

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県立障害者体育センター管理規則

1 目的(第1条関係)

この規則は、鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

2 開館時間(第2条関係)

- (1) センターの開館時間は、午前9時から午後8時までとすることとした。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができることとした。
- (2) 知事は、(1)のただし書により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨をセンターの施設内に掲示する等して周知しなければならないこととした。

3 休館日(第3条関係)

- (1) センターの休館日は、次のとおりとすることとした。
- ア 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の木曜日)
- イ 毎月第3火曜日(その日が休日に当たるときは、その直後の火曜日)
- ウ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、(1)にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができることとした。
- (3) 2の(2)は、(2)により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合についても同様とすることとした。

4 利用の申込み(第4条、様式第1号関係)

- (1) 利用許可を受けようとする者は、申込書を知事に提出しなければならないこととした。
- (2) (1)の申込書は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める期間内に提出しなければならないこととした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでないこととした。
- ア 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)
- 及びその介護者並びに障害者の社会参加を促進する目的で利用しようとする者 利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6月前から当日まで
- イ アに掲げる者以外の者 利用日の1月前から当日まで

5 利用の通知等（第5条、様式第2号関係）

知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に通知するものとする事とした。

6 施設設備の損傷等の届出（第6条関係）

利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの施設設備を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならないこととした。

7 利用料金の減免（第7条、様式第3号関係）

（1）利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする事とした。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団（以下「厚生事業団」という。）が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする事とした。

ア 障害者、70歳以上の者（以下「高齢者」という。）又は介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）の社会参加を促進する目的で利用するとき（実費を超える額の入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を主たる目的として利用する場合を除く。）

イ 障害者及びその介護者が利用するとき。

ウ 高齢者が利用するとき。

エ 要介護者等及びその介護者が利用するとき。

オ その他障害者の福祉の増進を図るため特に必要があると厚生事業団が認めるとき。

（2）利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、申請書を厚生事業団に提出しなければならないこととした。

（3）（2）にかかわらず、次に掲げる事由により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、それぞれに定める行為をもって（2）の申請書の提出に代えることができることとした。

ア（1）のイに掲げる事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示

イ（1）のウに掲げる事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示

ウ（1）のエに掲げる事由 介護保険被保険者証の提示

8 雑則（第8条関係）

この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

9 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県立中部療育園管理規則**1 趣旨（第1条関係）**

この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 休園日（第2条関係）

（1）中部療育園の休園日は、次に掲げる日とする事とした。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日（アに掲げる日を除く。）

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

（2）知事は必要があると認めるときは、（1）にかかわらず、臨時に休園し、又は休園日に開園することができる事とした。

3 雑則（第3条関係）

この規則に定めるもののほか、中部療育園の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

4 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県知的障害者福祉法施行細則

1 趣旨（第1条関係）

この規則は、知的障害者福祉法及び知的障害者福祉法施行令の施行に関し必要な事項を定めるものとする

ることとした。

2 判定の依頼（第2条、様式第1号関係）

知的障害者更生相談所に判定を求める際の判定依頼書の様式を定めるものとする

こととした。

3 判定書（第3条、様式第2号関係）

知的障害者更生相談所の長が交付する判定書の様式を定めるものとする

こととした。

4 知的障害者判定記録票（第4条、様式第3号関係）

更生相談所の長は、知的障害者判定記録票を備え、必要な事項を記載しなければならない

こととした。

5 知的障害者居宅生活支援事業等に関する届出書（第5条、様式第4号、様式5号、様式6号関係）

知的障害者居宅生活支援事業等の事業の開始、事業の変更及び事業の廃止（休止）の届出の様式を定め

るものとする

こととした。

6 雑則（第6条）

この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする

こととした。

7 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県立障害者体育センター管理規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第8号

鳥取県立障害者体育センター管理規則

（目的）

第1条 この規則は、鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（開館時間）

第2条 センターの開館時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨をセンターの施設内に掲示する等して周知しなければならない。

（休館日）

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

（1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」と

いう。)に当たるときは、その直後の木曜日)

(2) 毎月第3火曜日(その日が休日に当たるときは、その直後の火曜日)

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み)

第4条 条例第3条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、様式第1号による申込書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者並びに障害者の社会参加を促進する目的で利用しようとする者 利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6月前から当日まで

(2) 前号に掲げる者以外の者 利用日の1月前から当日まで

(利用の通知等)

第5条 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に様式第2号により通知するものとする。

(施設設備の損傷等の届出)

第6条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの施設設備を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団(以下「厚生事業団」という。)が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

(1) 障害者、70歳以上の者(以下「高齢者」という。)又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)の社会参加を促進する目的で利用するとき(実費を超える額の入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を主たる目的として利用する場合を除く。)

(2) 障害者及びその介護者が利用するとき。

(3) 高齢者が利用するとき。

(4) 要介護者等及びその介護者が利用するとき。

(5) その他障害者の福祉の増進を図るため特に必要があると厚生事業団が認めるとき。

2 条例第9条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号による申請書を厚生事業団に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。

(1) 第1項第2号に掲げる事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示

(2) 第1項第3号に掲げる事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示

(3) 第1項第4号に掲げる事由 介護保険被保険者証の提示

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

鳥取県立障害者体育センター利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(団体にあっては、主たる事務所の所在地)

申込者

氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立障害者体育センターを利用したいので、申し込みます。

利用の目的					
利用施設	1 専用利用(体育館 全面・1/2面・1/3面) 2 一般利用				
利用期間	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
利用予定人員	人				
入場料金の徴収の有無	有()円・無				
設備の利用	有()・無				
照明の使用	有・無				
会場責任者	氏名				
	住所				
	電話番号				
摘要					

様式第2号(第5条関係)

番 号
年 月 日

住 所

(団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 様

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名 [印]

鳥取県立障害者体育センターの利用について(通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

利用の目的	
利用施設	1 専用利用(体育館 全面・1/2面・1/3面) 2 一般利用
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
設備の利用	有()・無
照明の使用	有・無
利用料金	円 (うち施設利用料金 円、設備利用料金 円)
利用の条件	
摘要	

様式第3号(第7条関係)

鳥取県立障害者体育センター利用料金減免申請書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(団体にあっては、主たる事務所の所在地)

申請者

氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立障害者体育センターの利用料金の減免を受けたいので、申請します。

利用の目的	
利用施設	1 専用利用(体育館 全面・1/2面・1/3面) 2 一般利用
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用料金	円 (うち施設利用料金 円、設備利用料金 円)
減免申請の額	円 (うち施設利用料金 円、設備利用料金 円)
減免を必要とする理由	
摘 要	

鳥取県立中部療育園管理規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第9号

鳥取県立中部療育園管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の規定に基づき、鳥取県立中部療育園(以下「中部療育園」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休園日)

第2条 中部療育園の休園日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(前号に掲げる日を除く。)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休園し、又は休園日に開園することができる。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、中部療育園の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県知的障害者福祉法施行細則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第10号

鳥取県知的障害者福祉法施行細則

鳥取県知的障害者福祉法施行細則(昭和37年鳥取県規則第25号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)及び知的障害者福祉法施行令(昭和35年政令第103号。以下「令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(判定の依頼)

第2条 法第9条第5項又は第16条第2項の規定により知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)の判定を求めるときは、判定依頼書(様式第1号)を提出しなければならない。

(判定書)

第3条 令第2条の規定により更生相談所の長が交付する判定書は、様式第2号のとおりとする。

(知的障害者判定記録票)

第4条 更生相談所の長は、知的障害者判定記録票（様式第3号）を備え、必要な事項を記載しなければならない。

（知的障害者居宅生活支援事業等に関する届出書）

第5条 法第18条の規定による届出は、知的障害者居宅生活支援事業等開始届出書（様式第4号）を提出してしなければならない。

2 法第20条第1項の規定による届出は、知的障害者居宅生活支援事業等変更届出書（様式第5号）を提出してなければならない。

3 法第20条第2項の規定による届出は、知的障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届出書（様式第6号）を提出してしなければならない。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

判 定 依 頼 書

職 氏 名 様

次の者について判定を依頼します。

年 月 日

依頼者

印

判定を要する者	フリガナ		生年	年	月	日生	性別
	氏 名		月日				
	住 所						
判 定 場 所			希 望 日 時	年 月 日 時			
判 定 依 頼 事 項							

様式第2号(第3条関係)

判 定 書

第 号
年 月 日

職 氏 名 様

職 氏 名 印

判定の結果及び所見は次のとおりです。

判定を受けた者	氏 名		生年月日	年 月 日生	性別	
	住 所					
医 学 的 判 定	一 般 的 所 見					
	精神医学的所見					
	判 定 意 見					
心 理 学 的 判 定	知 能	(式)	(判定意見)			
	性 格					
	その他					
職 能 的 判 定	適 性		(判定意見)			
	訓練の可能性					
	その他					
総合判定(治療指導方針及び注意事項)						

様式第3号(第4条関係)

(表 面)
知的障害者判定記録票

第 号	判 定 年月日	年 月 日			
判定を 受けた 者	フリガナ		生年月日	年 月 日生	
	氏 名		性 別		
	住 所				
	最終学歴		職 業		
生育歴	(家庭環境、生活環境も併せて記入のこと。)				
摘 要					

医学的判定	診 断 名	
	既往症及び原因	(先天的(胎内時・出産時・不明)・後天的・不明)
	一 般 的 所 見	
	精神医学的所見	
	判 定 意 見	

(裏 面)

心理学的判定	知 能	(式)				(判定意見)
	性 格					
	その他					
職 能 的 判 定	適 性					(判定意見)
	訓練の 可能性					
	その他					
総合判定 (治療指導方針及 び注意事項)						
		判 定 関 係 者 印				
		所 長		医 師		関係者 及 び 係 員

処置 及び 経過	月 日	事 項

様式第4号(第5条関係)

知的障害者居宅生活支援事業等開始届出書

職 氏 名 様

知的障害者居宅生活支援事業等を開始したいので、知的障害者福祉法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)届出者 氏 名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業の種類及び内容		
経営者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)		
職員の定数及び職務の内容		
事業を行おうとする区域		
知的障害者短期入所事業の用に供する施設(知的障害者短期入所事業を行おうとする場合に限る。)	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
	入所定員	人
事業開始の予定年月日		年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款の写し
- 2 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 3 収支予算書及び事業計画書の写し

様式第5号(第5条関係)

知的障害者居宅生活支援事業等変更届出書

職 氏 名 様

知的障害者居宅生活支援事業等について届け出た事項を変更したので、知的障害者福祉法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

変 更 事 項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号(第5条関係)

知的障害者居宅生活支援事業等廃止(休止)届出書

職 氏 名 様

知的障害者居宅生活支援事業等を廃止(休止)しますので、知的障害者福祉法第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃止(休止)予定年月日	年 月 日
廃止(休止)する理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止予定期間(休止しようとする場合に限る。)	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。